

改善命令（マルサ株式会社）

1 被処分者

- (1) 所在地 名古屋市緑区鳴海町字乗鞍67番地の55
- (2) 名称 マルサ株式会社
- (3) 代表者 浦田 恵美子

2 処分の内容及び履行期限等

(1) 行政処分の内容

ア 施設の使用を下記の期間において停止すること。

イ 安定型産業廃棄物以外の廃棄物が付着又は混入した廃棄物（約500m³）を適切に撤去すること。

撤去にあたっては、予め撤去計画書を豊田市長に提出すること。

また、撤去が完了次第、完了報告書を提出するとともに、豊田市長の確認を受けること。

(2) 命令日

平成20年5月13日

(3) 履行期限

平成20年6月13日

(4) 施設の使用停止期間

平成20年5月13日 ～ 平成20年6月13日

3 処分の理由

マルサ株式会社は、再三の行政指導にもかかわらず、最終処分場へ搬入した産業廃棄物の展開検査をせず、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が付着又は混入した廃棄物の埋立てを行った。

このことは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の2の規定による一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府厚生省令第1号）第2条第2項に定める産業廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準のうち、同項第2号ロに適合していないため、改善を命じるものである。